

第42回全国自治体職員サッカー選手権大会三重県大会

大会要項

- 1 期 日 一日目：平成24年4月14日（土） 二日目：4月21日（土）
（予備日 4月30日（祝））
- 2 主 催 社団法人三重県サッカー協会
- 3 主 管 三重県自治体職員サッカー連盟，伊賀市役所
- 4 会 場 青山グラウンド（伊賀市奥鹿野1988番地の1）（一日目）
阿山第一運動公園グラウンド（伊賀市川合3373番地の1）（二日目）
ゆめが丘多目的広場（三重県伊賀市ゆめが丘六丁目6番地）（予備日）
- 5 参加資格
（財）日本サッカー協会に登録されている県及び市町村職員のみ
をもって構成されたチームであって、次の資格を有するものに限る。
（1）1自治体1チームとする。従って、1自治体に複数チームが存在する場合は、当該自治体の中で予選を行い、その勝ちチームを代表とするか、または各チームから選抜した選手で代表チームを構成することができる。
ただし、（財）日本サッカー協会に加盟登録されている他のチームに登録されている選手であっても、当該自治体職員の身分を有するものであれば、5名以内限り、参加させることができる。
（2）申込までに日本サッカー協会登録が完了していること。
※ 資格確認のため、Web登録（写）を申込書とともに提出すること。
- 6
- 7 申 込
大会に参加を希望するチームについては平成24年4月6日（金）までに上記参加料を指定された口座に振り込むこと。なお、参加申込書とWeb登録（写）は監督者会議の際に提出することとする。
- 8 競技方法
（1）試合時間は70分、インターバルは10分とする。
（2）選手登録に制限は設けない。
（3）選手交代は7名登録中5名以内とする。
（4）累積警告2回で次の1試合は出場停止とする。退場者は次の1試合を出場停止とする。
（5）県予選において累積2枚の警告者及び県予選最終戦での退場者は、東海予選の第1試合を出場停止とする。
（6）他の競技規則は、本年度日本サッカー協会制定の規則による。
- 8 監督者会議 1日目（4月14日）8時30分から監督者会議を行う。
- 9 その他
（1）ユニフォームは登録したものを着用し、別に異色のユニフォームを用意すること。

色については、当該チームで協議すること。

- (2) 平成 24 年度日本サッカー協会選手登録の Web 登録（写）を持参すること。
※選手登録証は持参しなくてよいものとする。
- (4) ボールは各チーム持ちよりとする。
- (5) ケガ防止のため、選手は必ずレガースを着用すること。
- (6) 試合を行っていないチームが副審及び予備審（各チーム 1 名）を担当すること。また、
審判は有資格者（4 級以上）とする。予備審も審判服を着用する。
- (7) この予選の 1 位及び 2 位が三重県代表として東海大会に出場する。
- (8) 大会の当番は、「伊賀市（H24 年度）⇒県庁⇒松阪市⇒伊勢市⇒鈴鹿市」とする。
- (9) ピッチ内での飲料は水のみとし、喫煙は所定の場所で行うこと。
- (10) 天候、地震等で中止になる場合、6 時までに代表者へ連絡する。

10 組み合わせ・時間

	①松阪	②鈴鹿	③伊勢	④県庁	⑤伊賀	勝点	得点	失点	得失点差	順位
①松阪										
②鈴鹿										
③伊勢										
④県庁										
⑤伊賀										

勝点：勝ち＝3 点、引き分け＝1 点、負け＝0 点

◎ 4 月 14 日（土）

- ・ 第 1 試合 ①（松阪（青））VS ②（鈴鹿（灰）） 9：30～ 副審：④⑤ 予備審：③
- ・ 第 2 試合 ③（伊勢（白））VS ④（県庁（赤）） 11：00～ 副審：①② 予備審：⑤
- ・ 第 3 試合 ①（松阪（青））VS ⑤（伊賀（白）） 12：30～ 副審：③④ 予備審：②
- ・ 第 4 試合 ②（鈴鹿（赤））VS ③（伊勢（白）） 14：00～ 副審：①⑤ 予備審：④
- ・ 第 5 試合 ④（県庁（白））VS ⑤（伊賀（緑）） 15：30～ 副審：②③ 予備審：①

◎ 4 月 21 日（土）

- ・ 第 1 試合 ①（松阪（青））VS ③（伊勢（白）） 9：30～ 副審：②⑤ 予備審：④
- ・ 第 2 試合 ②（鈴鹿（赤））VS ④（県庁（白）） 11：00～ 副審：①③ 予備審：⑤
- ・ 第 3 試合 ③（伊勢（白））VS ⑤（伊賀（緑）） 12：30～ 副審：②④ 予備審：①
- ・ 第 4 試合 ①（松阪（白））VS ④（県庁（赤）） 14：00～ 副審：③⑤ 予備審：②
- ・ 第 5 試合 ②（鈴鹿（灰））VS ⑤（伊賀（緑）） 15：30～ 副審：①④ 予備審：③

※ 平成 23 年度の結果により、組み合わせ表番号を選択できることとする。

伊賀市→鈴鹿市→県庁→伊勢市→松阪市

- 1.1 順位の決定 勝点の多いチーム順に順位を決定するものとし、勝点と同じ場合は以下の順序により決定する。
- ① 得失点差の多いチーム
 - ② 得点の多いチーム
 - ③ 直接対決の結果
 - ④ 抽選

- 1 2 試合中，天災等で試合続行不可能な場合の勝敗の取り扱いについて
- ①両者 0 対 0 等の引き分けであった場合は，両チーム引き分けとする。
 - ② 1 対 0 等の点差があった場合は，その時点の得点で勝敗となるものとする。
- 1 3 規律委員 規律委員は各チームより代表者を 1 名ずつ選出し 5 名で構成する。

伊賀市 産業建設部 農村整備課 竹本 敬材